

山梨県公報

第千五百三十三号

平成十六年

十二月十六日

木 曜 日

目 次

土地収用事業の認定……………七八五
 都市計画事業の事業計画の変更認可(二件)……………七八六
 換地計画の適当決定(二件)……………七八六

公 告

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定……………七八七
 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定……………七八七
 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定……………七八八
 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の廃止……………七八八
 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の廃止……………七八八
 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の廃止……………七八九
 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………七八九
 建設業法に基づく監督処分(三件)……………七八九
 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十一件)……………七九〇
 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………七九三
 正 誤……………七九三
 平成十六年十二月六日付け第千五百三十号中……………七九三

告 示

山梨県告示第五百七十五号
 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。
 平成十六年十二月十六日

一 起業者の名称

牧丘町

山梨県知事 山 本 栄 彦

二 事業の種類
 牧丘町西保多目的広場建設事業

三 起業地

1 収用の部分 東山梨郡牧丘町大字牧平字上ノ山地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号要件

牧丘町西保多目的広場建設事業(以下「本事業」という。)は、法第三十条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する広場」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、既に一般会計で財政措置を講じており、本事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

牧丘町の西保地区には、住民の健康増進等に資するための施設として、西保スポーツ広場が設置されており、地区のゲートボール大会で利用するとともに、日常的に老人等がゲートボールを行う憩いの場としても利用されていた。ところが、平成十五及び十六年実施の農道整備事業のため、広場のかんりの部分が潰れ、ゲートボール場三面の利用が可能であったものが一面しか利用できない状況となり、住民の利用に支障を来す状況となった。このため、本事業は、従来の機能を確保するため新たに広場を整備するもので、本事業施行により、従来どおりの利用(現スポーツ広場一面及び新広場二面の計三分)が可能となるとともに、近接する町営温泉施設の各種イベントの広場としての利用も見込まれるなど、住民サービスの向上につながると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、周辺には民家がほとんどなく、周辺環境に与える影響は小さいものと考えられることから、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、地域住民の利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要

件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

本事業は、西保スポーツ広場の敷地が減少することによる従来の機能回復等のために施行するものであり、広場の役割等を考慮すると、早期に事業を施行する必要性が高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、広場の機能確保等のために、必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用には馴染まないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

牧丘町役場振興課

山梨県告示第五百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年十二月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 施行者の名称
西桂町

二 都市計画事業の種類及び名称
富士北麓都市計画下水道事業西桂町公共下水道

三 事業施行期間
平成七年七月十七日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十二年山梨県告示第百七号の事業地に西桂町大字小沼字中野地内を加える。

2 使用の部分
なし

山梨県告示第五百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年十二月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 施行者の名称
都留市

二 都市計画事業の種類及び名称
富士北麓都市計画下水道事業都留市公共下水道

三 事業施行期間
平成六年三月二十四日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十三年山梨県告示第四十七号の事業地に都留市つる一丁目、つる四丁目、下谷三丁目、下谷四丁目、並びに大字四日市場字杉の本、字田代辻及び字下境の各一部を加える。また、平成十三年山梨県告示第四十七号の事業地のうち、都留市上谷一丁目、大字四日市場字上境、字走落、字中道、字森ノ下及び字中溝、並びに大字古川渡字溝ノ尾、並びに大字川茂字間ヶ久保、並びに大字大原字大原及び字大原中道、並びに大字小形山字沖大原、字原、字中谷、字堀ノ内原及び字下松葉、並びに大字田野倉字先ノ宮、字長塚、字神出、字政所、字桃園、字宿、字山梨、字馬場、字定極、字古沢、字中野原、字中野及び字下芦出地内において事業地を変更する。

2 使用の部分
なし

山梨県告示第五百七十八号

山梨県知事 山本 栄彦

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、大和村長から認可申請のあった丸林東地区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
平成十六年十二月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 縦覧書類
換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成十六年十二月十七日から平成十七年一月二十一日まで

三 縦覧場所

大和村役場

四 異議申出期間

平成十七年一月二十二日から同年二月五日まで

山梨県告示第五百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、大和村長から認可申請のあった丸林西地区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
平成十六年十二月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 縦覧書類
換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成十六年十二月十七日から平成十七年一月二十一日まで

三 縦覧場所

大和村役場

四 異議申出期間

平成十七年一月二十二日から同年二月五日まで

公 告

● 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。

平成十六年十二月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人北杜市社会福祉協議会	北杜市高根町箕輪新町五〇番地	北杜市須玉町藤田七九九番地一	身体障害者居宅介護
社会福祉法人北杜市社会福祉協議会	北杜市高根町箕輪新町五〇番地	北杜市高根町箕輪新町五〇番地	身体障害者居宅介護
社会福祉法人北杜市社会福祉協議会	北杜市高根町箕輪新町五〇番地	北杜市白州町白須一三四一番地	身体障害者居宅介護
有限会社訪問介護えがお	甲府市城東三丁目一三番八号	甲府市中央二丁目一一番一〇号	身体障害者居宅介護

● 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。

平成十六年十二月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人北杜市社会福祉協議会	北杜市高根町箕輪新町五〇番地	北杜市須玉町藤田七九九番地一	知的障害者居宅介護
社会福祉法人北杜市社会福祉協議会	北杜市高根町箕輪新町五〇番地	北杜市高根町箕輪新町五〇番地	知的障害者居宅介護
社会福祉法人北杜市社会福祉協議会	北杜市高根町箕輪新町五〇番地	北杜市白州町白須一三四一番地	知的障害者居宅介護
有限会社訪問介護えがお	甲府市城東三丁目一三番八号	甲府市中央二丁目一一番一〇号	知的障害者居宅介護
社会福祉法人八ヶ岳名水会	北杜市長坂町小荒間一〇九五番地七	北杜市長坂町大井ヶ森九七八番地一	知的障害者地域生活援助
社会福祉法人八ヶ岳名水会	北杜市長坂町小荒間一〇九五番地七	北杜市長坂町渋沢六九二番地二	知的障害者地域生活援助

社会福祉法人八ヶ岳名水会	北杜市長坂町小荒間一〇九五番地七	北杜市白州町大坊七五八番地	知的障害者地域生活援助
社会福祉法人ムナブ	南都留郡富士河口湖町小立二四八七番地四	南都留郡西桂町倉見四七番地二	知的障害者短期入所

● 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。

平成十六年十二月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人北杜市社会福祉協議会	北杜市高根町箕輪新町五〇番地	北杜市須玉町藤田七九九番地一	児童居宅介護
社会福祉法人北杜市社会福祉協議会	北杜市高根町箕輪新町五〇番地	北杜市高根町箕輪新町五〇番地	児童居宅介護
社会福祉法人北杜市社会福祉協議会	北杜市高根町箕輪新町五〇番地	北杜市白州町白須一三四一番地	児童居宅介護
有限会社訪問介護えがお	甲府市城東三丁目一三番八号	甲府市中央二丁目一一番一〇号	児童居宅介護
社会福祉法人ムナブ	南都留郡富士河口湖町小立二四八七番地四	南都留郡西桂町倉見四七番地二	児童短期入所

● 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二〇八号）第十七条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から指定居宅支援事業の廃止の届出があった。

平成十六年十二月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人明野	北巨摩郡明野村上手	北巨摩郡明野村上手	身体障害者居宅介護

村社会福祉協議会	五六〇二番地	五六〇二番地	護
社会福祉法人須玉町社会福祉協議会	北巨摩郡須玉町藤田七九九番地一	北巨摩郡須玉町藤田七九九番地一	身体障害者居宅介護
社会福祉法人高根町社会福祉協議会	北巨摩郡高根町箕輪新町五〇番地	北巨摩郡高根町箕輪新町五〇番地	身体障害者居宅介護
社会福祉法人長坂町社会福祉協議会	北巨摩郡長坂町長坂上条二五七五番地一	北巨摩郡長坂町長坂上条二五七五番地一	身体障害者居宅介護
社会福祉法人大泉村社会福祉協議会	北巨摩郡大泉村谷戸一八八〇番地	北巨摩郡大泉村谷戸一八八〇番地	身体障害者居宅介護
社会福祉法人白州町社会福祉協議会	北巨摩郡白州町白須一三四一番地	北巨摩郡白州町白須一三四一番地	身体障害者居宅介護
社会福祉法人武川村社会福祉協議会	北巨摩郡武川村三吹二一六一番地一	北巨摩郡武川村牧原一三三二番地	身体障害者居宅介護

● 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から指定居宅支援事業の廃止の届出があった。

平成十六年十二月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人明野村社会福祉協議会	北巨摩郡明野村上手五六〇二番地	北巨摩郡明野村上手五六〇二番地	知的障害者居宅介護
社会福祉法人高根町社会福祉協議会	北巨摩郡高根町箕輪新町五〇番地	北巨摩郡高根町箕輪新町五〇番地	知的障害者居宅介護
社会福祉法人長坂町社会福祉協議会	北巨摩郡長坂町長坂上条二五七五番地一	北巨摩郡長坂町長坂上条二五七五番地一	知的障害者居宅介護
社会福祉法人大泉村社会福祉協議会	北巨摩郡大泉村谷戸一八八〇番地	北巨摩郡大泉村谷戸一八八〇番地	知的障害者居宅介護

● 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から指定居宅支援事業の廃止の届出があった。
 平成十六年十二月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人高根町社会福祉協議会	北巨摩郡高根町箕輪新町五〇番地	北巨摩郡高根町箕輪新町五〇番地	児童居宅介護
社会福祉法人大泉村社会福祉協議会	北巨摩郡大泉村谷戸一八八〇番地	北巨摩郡大泉村谷戸一八八〇番地	児童居宅介護

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十七年四月十六日まで縦覧に供する。
 平成十六年十二月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

氏名又は名称	住所
株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹	甲府市中小河原一丁目十三番十八号

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (一) 名称 南アルプスビッグステージ
 (二) 所在地 南アルプス市在家塚五百六十五番地
 - 2 変更した事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後十時	午後十時（マックスバリュ棟は午前〇時）

荷捌き施設において荷捌きを行うことができる時間帯	変更の年月日
荷捌き施設において荷捌きを行うことができる時間帯	平成十六年十一月二十九日
荷捌き施設において荷捌きを行うことができる時間帯	平成十六年十二月八日
荷捌き施設において荷捌きを行うことができる時間帯	平成十六年十一月二十九日

● 建設業法に基づく監督処分
 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十六年十二月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年十二月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 峡北建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市長坂町長坂上条二千四百二十九番地
 - 3 代表者の氏名 赤池貞親
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一六）第五一七二号
- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令
 - 1 停止を命ずる営業の範囲 発注者から直接建設工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事（以下「公共工事」という。）に係るもの又は公共工事以外の建設工事であつて補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する間接補助金等及び地方公共団体の交付する交付金でこれらに類す

るものの交付を受けているもの

- 2 期間 平成十六年十二月十七日から平成十七年三月十六日までの九十日間
- 五 処分の原因となった事実 被処分者の元代表取締役が刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十八条の規定に違反し、甲府地方裁判所において懲役刑に処する旨の判決を受け、この刑が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十六年十二月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年十二月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社丸建ナカヤマ
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市長坂町富岡百六十三番地
 - 3 代表者の氏名 仲山一仁
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一〇）第一七二八号
- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令
 - 1 停止を命ずる営業の範囲 発注者から直接建設工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事（以下「公共工事」という。）に係るもの又は公共工事以外の建設工事であつて補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十一条第一項に規定する間接補助金等及び地方公共団体の交付する交付金でこれらに類するものの交付を受けているもの
 - 2 期間 平成十六年十二月十七日から平成十七年三月十六日までの九十日間
 - 五 処分の原因となった事実 被処分者の元代表取締役が刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十八条の規定に違反し、甲府地方裁判所において懲役刑に処する旨の判決を受け、この刑が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十六年十二月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年十二月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社井出建設
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市長坂町大八田六千七百六十一番地四
 - 3 代表者の氏名 田中冬樹
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一〇）第一九五七号
- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令
 - 1 停止を命ずる営業の範囲 発注者から直接建設工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事（以下「公共工事」という。）に係るもの又は公共工事以外の建設工事であつて補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十一条第一項に規定する間接補助金等及び地方公共団体の交付する交付金でこれらに類するものの交付を受けているもの
 - 2 期間 平成十六年十二月十七日から平成十七年三月十六日までの九十日間
 - 五 処分の原因となった事実 被処分者の元代表取締役が刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十八条の規定に違反し、甲府地方裁判所において懲役刑に処する旨の判決を受け、この刑が確定した。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年十二月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年十一月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 丸和名取建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市沢登百五十三番地
 - 3 代表者の氏名 名取喜人
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）一〇二二号
- 四 処分の内容 土木工業業、とび・土工工業業、石工業業、管工業業、ほ装工業業及び水道施設工業業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年十月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年十二月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年十一月一日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 富士土木株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津三千四百九十九番地六
 - 3 代表者の氏名 小佐野亮
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年十二月十六日
- 一 処分をした年月日 平成十六年十一月一日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 富士土木株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津三千四百九十九番地六
 - 3 代表者の氏名 小佐野亮
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一二）五七九四号
 - 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十六年十月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年十二月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年十一月一日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社小泉中部
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市蓬沢町九百四十五番地一
 - 3 代表者の氏名 島津佳功
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年十二月十六日
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）七八七〇号
 - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十六年十月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

- 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年十二月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年十一月一日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社ケーエス・トクシユ興業
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市境九十九番地一
 - 3 代表者の氏名 志村健一
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年十二月十六日
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一二）八一八九号
 - 四 処分の内容 建築工事業、大土工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十六年十月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年十二月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年十一月八日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社桑原組
 - 2 主たる営業所の所在地 大月市猿橋町猿橋千三百八十四番地
 - 3 代表者の氏名 桑原誠
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一二）第一五一〇号
 - 四 処分の内容 建築工事業、大土工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十六年十一月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年十二月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年十一月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 中沢建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市百々二千四百四十六番地
 - 3 代表者の氏名 中沢克明
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一三）四八七号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年十一月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年十二月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年十一月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 天野組土建株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市大幡千九百六番地
 - 3 代表者の氏名 岡田稔
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）六一八号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年十一月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年十二月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年十一月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 関建設株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 笛吹市春日居町桑戸三百七十四番地
- 3 代表者の氏名 関貞臣

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一四）九六五号
- 四 処分の内容 建築工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年十一月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年十二月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年十一月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 タナ力興建株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市鹿留五百番地一
 - 3 代表者の氏名 滝口和子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）二五三四号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年十一月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年十二月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年十一月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社拓甲建設
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市大里町三千三百八十六番地
 - 3 代表者の氏名 松村茂
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）七九〇三号

- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年十一月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年十二月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年十一月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社岩間建設
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市戸田二百八十四番地
 - 3 代表者の氏名 岩間泉
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一三）第五四五〇号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道工事業に係る特定建設業の許可並びに造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年十一月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十六年十二月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 - 甲斐市名取字河原四五五の一、四五五の四、四五五の五、四五五の六、四五六の一、四五六の四及び四五六の五並びに大下条字下河原二二七の一の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市竜王新町六百三十番地 有限会社ホクシン工業 代表取締役 古川和彦

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十六年十二月六日掲載の開発行為及び公共施設に関する工事の完了についての公告中

七七六 上 終わりから 塩山市役所 笛吹市役所

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番